

# 雇用保険受給手続きをされた皆様へ

本日お渡しした「雇用保険受給資格者のしおり」（以下「しおり」という）等をよく読んで雇用保険制度を正しく理解していただき、受給手続きに誤りのないよう十分ご注意ください。

特にご注意ください内容は、下記のとおりです。

●指定された「認定日」には必ずハローワークに来所してください。指定された認定日に来所し失業の認定を受けないと「基本手当」の支給はありません。ただし、やむを得ない理由の場合のみ「認定日」の変更が出来ます。その場合は、事前に申し出て、ハローワークの指示を受けてください。（「しおり」P11～12、P19～21）

●失業の認定を受けるには、認定対象期間中に原則として2回以上（初回は1回以上）の求職活動実績が必要です。（「しおり」P13～14）  
どのような活動が実績になるかは「しおり」P15～16をご覧ください。

●認定対象期間中に働いた日がある場合は、名称、収入の有無を問わず申告をしてください。（「しおり」P13、P17）

●就職（1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用が見込まれる雇用契約の開始日）や自営業を開始（準備に専念し、求職活動を行わない場合を含む）した場合、その日以降の基本手当の支給はありません。（「しおり」P17）

なお、早期に再就職や自営を開始した場合には一定の要件のもとに「再就職手当」「就業促進定着手当」等が支給される制度があります。（「しおり」P22～）

●失業認定申告書などハローワークに提出する書類には、頼まれ仕事や短時間の働きをした場合も含め、事実をありのまま記入してください。不正手段や偽りの申告を行った場合には、「不正受給」として厳しい処分が行われます。（「しおり」P43～45）

不明な点がある場合は、必ずハローワークの職員にお尋ねください。  
その際、職員の名前を確認しておいて下さい。

ハローワーク府中 雇用保険給付課  
TEL：042-336-8666